

富津市地域生活支援拠点 令和4年度運用評価シート

機能名称	機能の概要	富津市の拠点機能	富津市の運用方針	令和4年度運用状況	課題と令和5年度運用方針
①相談支援機能	緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録の上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要サービスのコーディネーターや相談その他必要な支援を行う機能。	・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 (3箇所)	(1)緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録 (2)常時の連絡体制を確保 (3)障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要サービスのコーディネーターや相談その他必要な支援	基幹相談支援センターや相談支援事業所が把握している優先順位の高い対象者(※)や地域で身近に関わる方からの相談によって、台帳登録と緊急時対応情報シートの作成を行った。 また、基幹相談支援センター、相談支援事業所と市で行った個別支援会議で、今後の必要な支援について検討を行い、対応方針を決めた。	現段階の登録件数は少ないため、引き続き、事前把握・登録に努める。新たな取組みとして、障害福祉サービスにつなげていない特に療育手帳所持者で優先順位の高い対象者(※)へ、手紙での周知を行い、必要に応じて、自宅訪問での説明し、登録を促していく。
②緊急時の受入れ・対応機能	短期入所等を活用し、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時の受入体制及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。	・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 (1箇所) ・短期入所事業所 (2箇所)	(1)居宅での生活の継続に向けた調整 (2)居宅介護サービスや自立生活援助サービスを導入しても、居宅での生活継続が困難な場合には、緊急受け入れ先の調整を実施 (3)緊急受け入れ終了後のフォローを実施	令和5年度運用開始予定	
③体験の機会・場の機能	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、訪問系サービス(居宅介護サービス)、日中活動系サービス(生活介護サービス、就労系サービス、自立訓練系サービス等)、共同生活援助サービス(グループホーム)の利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	・基幹相談支援センター ・短期入所事業所 (2箇所) ・生活介護事業所 (7箇所) ・就労継続支援B型事業所 (5箇所) ・共同生活援助事業 (4箇所)	(1)障がいのある方のニーズに合った体験の機会・場の設定をし、支援する。	①の個別支援会議が、年度末に重なってしまったことで、対応方針が決まっても、体験の機会・場の機能の利用の調整までは至らなかった。	対応方針が決まっている方については、本人に合った体験の機会・場の機能の利用の調整を進める。 ①の個別支援会議で対応方針が決まったが、対象者自身が、サービスの利用に否定的な場合、その方へのアプローチの方法が、現段階では本人から意向があるまで待ちの状態になってしまうことに課題がある。
④専門的人材の確保・養成機能	医療的ケアが必要な方や行動障がいのある方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方等に対する専門的な対応の体制確保及び専門的な人材の養成を行う機能。	・基幹相談支援センター ・富津市障がい福祉課	(1)専門的人材の確保体制 (2)専門的人材の養成	令和5年度運用開始予定	
⑤地域の体制づくりの機能	地域の様々なニーズに対応できる各種サービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。	・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 (2箇所) ・富津市障害者総合支援協議会地域生活支援部会	(1)地域住民への理解促進 (2)-1地域の多様な社会資源との連携 (2)-2地域全体で支える各種サービスの提供体制	地域包括支援センター会議、ケアマネージャー協議会、民生委員児童委員会及び、相談支援連絡会議等で、周知を図った。	地域住民との連携体制が不可欠なので、引き続き、周知活動を行う。 令和5年度は、4月に行われた区長会議にて周知を図った。

優先順位の高い対象者(※) 在宅で生活する両親が高齢な世帯(75歳以上で介護認定を受けている)、障がいのある子がいるひとり親の世帯、障がいのある方だけの世帯を運用当初の対象者としている。